

令和8年度

# 品川区会計年度任用職員 (保育園 夏季短期) 募集案内

令和8年5月15日

品川区

この採用選考は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

※ 常勤職員と同様に、サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

## 1. 採用する職、採用予定数 ※定員に達し次第締め切り

職	主な職務内容	採用予定数
保育士	保育園の保育補助	10名程度
技能補助(保育園)	保育園の保育補助	10名程度

## 2. 受験資格 別表のとおり

※ ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方(最終ページ《参考》参照)は応募できません。

## 3. 任期 令和8年7月1日から令和8年9月30日までの下記のいずれか

- (1) 7月1日～7月31日の一か月間
- (2) 8月1日～8月31日の一か月間
- (3) 9月1日～9月30日の一か月間
- (4) 7月1日～8月31日の二か月間
- (5) 8月1日～9月30日の二か月間
- (6) 7月1日～9月30日の三か月間

※上記期間の月～金曜日(土曜日勤務がある場合は振替対応)

## 4. 合格者の取扱い 選考に合格した方は会計年度任用職員採用候補者名簿に登載されます。名簿登載期間は、登載日から令和8年9月30日までです。

## 5. 名簿登載の取消し

次の事項に該当する場合は、名簿登載を取消し、名簿から削除します。

- (1) 名簿登載を辞退した場合
- (2) 受験資格を欠いていることが明らかとなった場合
- (3) 品川区職員として採用された場合
- (4) 任用に関する照会に正当な理由なく応答しない場合
- (5) 心身の故障その他の事由により、会計年度任用職員として適性を欠くことが明らかとなった場合

## 6. 採用について

採用は、任用する職やその任期等が決定し次第、名簿登載者の中から行います。  
なお、名簿に登載されていても、必ず採用されるとは限りません。

## 7. 選考方法・選考日程

### (1) 第一次選考

選考方法	書類審査 ※ 申込書により書類審査を行います。
合格発表	随時通知 ※ 合否に関わらず、受験者全員に通知します。

※ 第一次選考合格者には、第二次選考の実施案内（日時・場所等）を通知します。

### (2) 第二次選考（第一次選考合格者対象）

選考日	随時通知
選考方法	面接
最終合格発表	随時通知 ※ 合否に関わらず、第二次選考受験者全員に通知します。

## 8. 選考（面接）会場

品川区役所（品川区広町2-1-36）

（JR京浜東北線・りんかい線・東急大井町線「大井町駅」徒歩8分、または東急大井町線「下神明駅」徒歩5分）

※ 選考会場の詳細は、第二次選考の実施案内でお知らせします。

## 9. 申込手続き

所定の申込書または市販の履歴書に必要事項を記入し、品川区保育課まで、郵送または持参してください。

方法	受付期間
郵送申込	令和8年5月15日（金）～7月31日（金）【必着】 ※ A4判が入る大きさ（角形2号）の封筒に入れ、表に赤字で「会計年度任用職員採用選考申込書在中」と明記し、 <u>必ず簡易書留で郵送してください。</u> なお、簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
持参申込	午前8時30分～午後5時00分 ※ 土・日曜日及び祝日を除く。

## 10. 勤務条件等 ※ 令和8年5月15日現在

### (1) 報酬（地域手当相当報酬含む）、勤務日数、勤務時間 別表のとおり

※ 給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。

### (2) 諸手当に相当する報酬等

通勤手当や超過勤務手当（※）に相当する報酬等が規定に基づき支給されます。

※ 勤務日における7時間45分に達するまでの勤務時間に対する支給割合は100/100と

なります。ただし、1週間当たりの勤務時間の合計が38時間45分を超える勤務時間に対する支給割合は125/100（割増）となります。

### (3) 休暇等

年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等の休暇を取得できます。

### (4) 福利厚生

勤務形態に応じて、社会保険（共済・厚生年金・雇用保険）または雇用保険に加入します。また、労働災害補償または公務災害補償の対象となります。

## 1 1. 郵送・持参・問い合わせ先

〒140-8715 品川区広町2-1-36

品川区役所子ども未来部保育施設運営課保育管理担当(第二庁舎7階)

電話：03-5742-6597(直通) FAX：03-5742-6350

※ 選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

## 1 2. こども性暴力防止法に基づく対応について

こども性暴力防止法に基づく対応について 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者は、採用後の配置について制限がかかる可能性があります。特別区等はこども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う場合があります。

## 《参考》 地方公務員法第16条

受験資格にある、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者とは、以下の者をいいます。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

## 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

## 【品川区役所 案内】

